

7 年次有給休暇がとれない。

(相談内容)

昨年、会社に正社員として就職し、現在2年目です。来月、私用で3日間会社を休みたいのですが、会社は年次有給休暇を取らせてくれません。年次有給休暇を取るのに会社の許可が必要でしょうか。

(回答)

使用者は、原則として雇用された日から6か月間継続して勤務し、会社の休日を除いた労働日の8割以上出勤した労働者に対し、最低10日の有給休暇を与えなければなりません（労働基準法第39条第1項）。

さらに、2019年4月からは労働基準法が改正され、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対して年5日の有給休暇を時季指定し取得させることが使用者に義務付けされました。なお、その際は労働者の意見を聴取し、できるだけ労働者の希望に沿うよう努めることとされています。

有給休暇を、どのような目的で、いつ使うかは労働者の自由であり、有給休暇の取得時季については労働者に時季指定権があります。なお、事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者に時季の変更権が認められています（労働基準法第39条第5項ただし書き）。この場合使用者は、他の時季に有給休暇を与えることを前提に、指定された時季に年休を付与できない旨の意思表示をすることによって、労働者の時季指定を拒否できますが、取得自体を認めないことはできません。

取得時季について、会社とよく相談してみてもいいでしょうか。

【参考条文】

◎労働基準法

(年次有給休暇)

第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。

(2項～4項 略)

5 使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。